

第 460 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 3 年 3 月 22 日（月） 16:00～16:40

於：岐阜合同庁舎 3 階 岐阜労働局 A 会議室

市岡室長	<p>本日はご多用のところ第 460 回岐阜地方最低賃金審議会にご出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は高橋委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからは山本会長に進行をお願いいたします。</p>
山本会長	<p>これより第 460 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名委員は、労働者側委員は隣垣委員、使用者側委員は安藤委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1「特定最低賃金改正の意向表明について」です。 事務局から説明してください。</p>
加賀専門監	<p>令和 3 年度に特定最低賃金の新設、改正又は廃止の申出を行う場合は、今年度末までにその意向表明をしていただくことになっております。</p> <p>資料の 1 ページ、資料 No. 1 をご覧ください。</p> <p>日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、自動車・同附属品製造業最低賃金、航空機・同附属品製造業」の 3 件の特定最低賃金について、金額改正の意向表明が行われましたことをご報告いたします。</p>

山本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本審議会において「3件の特定最低賃金の金額改正の意向」を確認しました。</p> <p>事務局から、これに関連する説明をしてください。</p>
加賀専門監	<p>特定最低賃金改正の申出要件について説明します。</p> <p>資料の2ページ、資料No.2をご覧ください。</p> <p>申出必要者数は、適用労働者数の概ね3分の1以上となっております。申出に当たっては企業内最低賃金に関する労働協約の適用労働者数が、この表の申出必要者数以上となることを疎明する資料を必ず添付していただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
山本会長	<p>次は、議題2「運営小委員会報告について」です。</p> <p>浅井委員長から報告をお願いします。</p>
浅井委員長	<p>それでは、2月19日に開催しました運営小委員会における協議内容についてご報告します。</p> <p>まず、来年度の審議方針（案）についてです。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
加賀専門監	<p>まず、令和3年度の審議方針（案）についてです。</p> <p>3ページ、資料No.3をご覧ください。</p> <p>下線部分が変更となっておりますが、従来どおり岐阜県最低賃金令和3年10月1日発効、特定最低賃金は令和3年12月21日発効を目途とするとしています。</p> <p>以上です。</p>
浅井委員長	<p>次に、来年度上半期の審議日程（案）について協議しました。</p> <p>事務局から説明してください。</p>

加賀専門監

来年度上半期審議日程（案）についてご説明します。
資料の4ページと5ページ、資料No.4をご覧ください。

来年度、岐阜地方最低賃金審議会は、任期が変わりまして第53期となります。このため、5月17日（月）午後2時から会長及び会長代理の選出等に係る審議会を予定しております。

続いて、7月5日（月）午後2時から岐阜県最低賃金の改正諮問に係る審議会を、

7月29日（木）午前10時から中央最低賃金審議会の目安伝達及び特定最賃改正の必要性諮問に係る審議会を、そして同日の審議会終了後第1回岐阜県最低賃金専門部会を、

7月30日（金）午後1時30分から第2回岐阜県最低賃金専門部会を、

8月2日（月）午後1時30分から第3回岐阜県最低賃金専門部会を、

8月3日（火）午後1時30分から第4回岐阜県最低賃金専門部会を、

そして同日の岐阜県最低賃金専門部会終了後に岐阜県最低賃金の答申と特定最低賃金の金額改正諮問に係る審議会をそれぞれ予定しております。

岐阜県最低賃金改正決定に関する審議会答申について異議申出があった場合の審議会は、8月20日（金）午前10時からを予定しております。

そして、特定最低賃金の合同専門部会は、9月13日（月）午後1時30分からを予定しております。

以上が来年度上半期の審議日程（案）です。

浅井委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、審議会における関係労使の意見陳述についてです。</p> <p>これは、新年度の審議会において報告し審議する予定ですが、この場においても報告します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
市岡室長	<p>県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見につきまして、県労連から「審議会において希望する労働者が直接意見陳述することを求める。」との要請が毎年出されています。</p> <p>これにつきましては、昨年7月6日の第455回最低賃金審議会において、「意見の趣旨は書面で十分表明されると考えられるとした平成26年度の審議会決定を尊重し、それを踏襲する。」と決議されました。</p> <p>昨年の審議会の後も県労連から要請がありましたので、あらためて運営小委員会においてご協議いただきましたところ、「昨年の本審における決議を尊重することとする。」との結論となりましたことをご報告します。</p>
浅井委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上が運営小委員会における協議結果の報告です。</p>
山本会長	<p>ただいま運営小委員会の報告をしていただきました。</p> <p>まず、令和3年度の審議方針（案）についてご意見を伺います。</p> <p>労働者側はいかがですか。</p>
隣垣委員	<p>特にありません。</p>
山本会長	<p>使用者側はいかがですか。</p>
安藤委員	<p>特にございません。</p>
山本会長	<p>異議がないようですので、この案のとおり決定します。</p> <p>次に審議日程（案）についてご意見を伺います。</p>

	労働者側はいかがですか。
隣垣委員	皆さん、これでご都合つけられていることと思いますが、聞いた話ですと、今年7月16日に中賃の答申が行われるのではないかとということで、この期間悶々とした時間が続くのかなと思っておりますが、決まったことですので、何も問題はございません。
山本会長	使用者側はいかがですか。
安藤委員	特にございません。
山本会長	<p>それでは、来年度上半期は、この日程で審議を進めてまいります。</p> <p>次に、審議会における関係労使の意見陳述については、新年度の審議会において改めて報告し審議することとします。</p> <p>最後に、議題3「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
市岡室長	<p>本日は本年度最後の審議会となります。</p> <p>少しだけ事務局が進行させていただき、今年度をもって岐阜地方最低賃金審議会委員をご退任される委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>まず、山本会長には平成23年4月に就任され、平成30年度からは審議会会長として円滑な審議にご尽力いただきました。ありがとうございました。</p> <p>次に、内藤委員には平成25年4月に就任され、労働者側委員としてご活躍いただきました。ありがとうございました。</p> <p>次に、山下委員には平成29年4月に就任され、労働者側委員としてご活躍いただきました。ありがとうございました。</p> <p>最後に、地守委員には平成23年4月に就任され、使用者側委員としてご活躍いただきました。ありがとうございました。</p>

	<p>大変恐縮ですが、退任される委員の皆様から一言ずつご挨拶をいただけますでしょうか。</p>
山本会長	(あいさつ)
内藤委員	(あいさつ)
山下委員	(あいさつ)
地守委員	(あいさつ)
市岡室長	<p>ありがとうございました。 局長、よろしく申し上げます。</p>
畑労働局長	<p>岐阜労働局を代表しまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>山本会長、内藤委員、山下委員、地守委員の4名の委員の皆様には、長い間岐阜地方最低賃金審議会委員として岐阜県の最低賃金の決定にご尽力をいただき、ありがとうございました。</p> <p>これまでの最低賃金の審議につきまして、さまざまな社会経済情勢を反映して、紆余曲折しながらご審議いただき、ご苦勞いただいたというふうに思います。特に昨年1月に新型コロナウイルス感染症が拡大して、県内の経済社会情勢にも大きな影響が出たわけでしたが、それらを背景として、最低賃金の審議にも大変大きな影響が出ていて、これまで以上にご苦勞いただいたのではないかなと思います。こういった厳しい中でも、無事に最賃額の決定に至ることができましたのも、委員の皆様方のご尽力のおかげだと心から感謝を申し上げます。</p> <p>今年度をもちまして4名の委員の皆様には最低賃金審議会委員はご退任いただくということにはなりますが、今後も引き続き労働行政に対するご支援・ご協力を賜りますようお願いいたしますことを申し上げまして、感謝の言葉といたします。ありがとうございました。</p>

	<p>また、本日の審議会をもちまして本年度の審議会スケジュールが終了となります。</p> <p>本年度の審議は、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況下ではありましたが、山本会長をはじめ各委員の皆様のおかげをもちまして、無事終了することができましたことにあらためて感謝を申し上げます。</p> <p>来年度の審議におきましても、感染症の収束が見通せない中、また、ご意見の隔たりも予想されるところではございますが、委員の皆様方には円滑な審議に引き続きご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他に事務局から何かありますか。</p>
市岡室長	<p>特にございません。</p>
山本会長	<p>議事は以上です。</p> <p>それでは、以上をもちまして閉会といたします。</p>